

石川県歯と口腔の健康づくり推進条例（案）の概要

1 目的（第1条関係）

この条例は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

2 基本理念（第2条関係）

歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 県民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期において、適切な歯科検診及び歯科保健指導を受けることができる環境の整備を推進すること。
- 三 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連する分野の施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進すること。

3 県の責務（第3条関係）

県は、前条に定める基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

4 市町等との連携等（第4条関係）

県は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の実施に当たっては、市町及び関係団体との連携及び協力を行う。

市町が歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するときは、市町の求めに応じて情報の提供、技術的助言等を行う。

5 県民の役割等（第5条・第6条・第7条・第8条関係）

歯と口腔の健康づくりを進め、県民の健康の保持増進につなげていくためには、県民の自らの取組、歯科医師等や保健医療等関係者の協力、事業者等の取組等が重要であることから、県民は、自ら歯科疾患の予防等の取組に努め、歯科医師等や保健医療等関係者、事業者等は県及び市町が実施する歯と

口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努める。

6 基本的施策（第9条関係）

県は、県民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施する。

- 一 県民が生涯にわたり歯と口腔の健康づくりに取り組むための情報提供及び普及啓発
- 二 県民が定期的に歯科検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けることを促進するために必要な施策
- 三 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じた歯科疾患の予防及び口腔機能の維持向上に関する施策
- 四 障害者、要介護者等が、定期的に歯科検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること並びに歯科医療を受けることができるようにするために必要な施策
- 五 歯科医師と医師の連携に基づく生活習慣病の予防及び改善に関する施策
- 六 災害に備えた歯科保健医療体制の整備に関する施策
- 七 災害発生時における口腔の衛生の確保等による二次的な健康被害の予防等に関する平常時からの普及啓発
- 八 歯と口腔の健康づくりに携わる者の人材の確保等に関する施策
- 九 その他必要な施策

7 実態調査（第10条関係）

県は、おおむね5年ごとに、県民の歯と口腔の健康づくりに関する実態について調査を行う。

8 基本計画（第11条関係）

知事は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画を定める。
基本的な計画には、基本的な方針、目標その他必要な事項を定める。

9 財政上の措置（第12条関係）

県は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

10 今後の予定

6月下旬、公布、施行予定